

目 次

第10回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第10回大宜味村議会臨時会会議録（9月29日）	3

第10回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和61年 9月29日

会期 1日間

閉会 昭和61年 9月29日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月29日	月	本会議	午前10時	開 会 議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議席の指定 常任委員の選任 常任委員の辞任 常任委員長及び副委員長の選任 北部地区隔離病舎組合議員の選挙 国頭地区消防組合議会議員の選挙 同意第1号提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第10回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和61年9月29日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和61年9月29日 午前10時00分)

閉 会 (昭和61年9月29日 午後3時19分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

総務課長 稲福吉昭君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係 長 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 議長の選挙

日程第2号 会議録署名議員の指名

日程第3号 会期の決定

日程第4号 副議長の選挙

日程第5号 議席の指定

日程第6号 常任委員の選任

日程第7号 常任委員の辞任

日程第8号 常任委員長及び副委員長の選任

日程第9号 北部地区隔離病舎組合議員の選挙

日程第10号 国頭地区消防組合議会議員の選挙

日程第11号 同意第1号 監査委員の選任について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 事務局長（高江洲 修君） 一般選挙後最初の議会でありますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行なうことになっております。

出席議員中、照屋保議員が最年長でありますので臨時議長をお願いいたします。

○ 臨時議長（照屋 保君） 只今、紹介されました照屋保であります。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行ないます。

何とぞよろしくをお願いいたします。

只今の出席議員は14名全員であります。

これより昭和61年第10回大宜味村議会臨時会を開会し直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

この際、議事の進行上「仮議席」を指定いたします。

「仮議席」はただいまご着席の議席と指定いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時17分)

○ 臨時議長（照屋 保君） 再開いたします。

日程第1 これより議長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

おはかりいたします。

立会人に宮城功光君、平良俊政君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に宮城功光君と平良俊政君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、氏名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票であります。

有効投票中、玉城一昌君12票、山川正行君1票であります。

よって、玉城一昌君が議長に当選されました。

只今、議長に当選されました玉城一昌君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

玉城議長、議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(玉城議長議長席へ着く)

○ 議長(玉城一昌君) 一言ごあいさつ申し上げます。

只今の議長選挙において、不肖私が大宜味村議会議長に当選いたしました。

まことに身に余る光栄でありまして、衷心から感謝感激をいたしておる次第でございます。

私は自らの浅学非才を願ひまして、責任の重さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は本村の発展と村民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

なお、私は議会運営にあたりましては常に誠意を尽し、公正を旨として議会の円満なる運営を期する所存でございます。

皆様方のご指導とご協力によりまして何とかその責を全うしたいと考えますので、何卒よろしく願ひいたします。

はなはだ簡単ではありますが、議長就任のごあいさつといたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時32分）

再 開（午前10時33分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、平良森雄君及び宮城功光君を指名いたします。

日程第3 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時34分）

再 開（午前10時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 これより副議長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

只今の出席議員は14名であります。

おはかりいたします。

立会人に宮城功光君、平良俊政君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に宮城功光君及び平良俊政君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、指名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。

有効投票中、平良森雄君8票、松島重克君5票、山川正行君1票であります。

よって、平良森雄君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました平良森雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

○ **副議長(平良森雄君)** 只今の副議長の選挙の結果、皆様方のご支持によりまして副議長に当選いたしました。向こう4年間議長の補佐役として議会運営がスムーズにいくように精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ **議長(玉城一昌君)** 休憩いたします。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時35分)

○ **議長(玉城一昌君)** 再開いたします。

日程第5 議席の指定を行ないます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読いたさせます。

(事務局長朗読)

只今、朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時37分）

再 開（午前11時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第6 常任委員の選任を行ないます。

おはかりいたします。

常任委員の選任について委員会条例第4条第1項の規定により、山川清君、宮城功光君、照屋保君、宮里盛順君、金城富昌君、山川正行君、玉城一昌君以上7人を総務常任委員に、金城隆好君、知念亀次郎君、平良俊政君、平良蔵健君、平良森雄君、宮城秀護君、松島重克君以上7人を経済建設常任委員それぞれ指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時47分）

再 開（午前11時50分）

○ 副議長（平良森雄君） 再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行ないます。

日程第7 常任委員の辞任を議題といたします。

おはかりいたします。

総務常任委員玉城一昌君から議長の職務を行なう都合上委員の辞任を願ひ出ておりますので、やむを得ないものと認め特に許可いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、玉城一昌君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時51分）

再 開（午後1時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第8 常任委員長及び副委員長の選任を行ないます。

おはかりいたします。

常任委員長及び副委員長の選任は投票により行ないたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、投票により選任することに決しました。

おはかりいたします。

常任委員長及び副委員長の選挙の立会人に宮城功光君、平良俊政君を指名いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に宮城功光君及び平良俊政君を指名いたします。

これより総務常任委員長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、氏名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。

有効投票中、宮城功光君 8票、山川正行君 5票、松島重克君 1票であります。

よって、総務常任委員長に宮城功光君が当選されました。

只今総務常任委員長に当選されました宮城功光君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

次に総務常任副委員長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、氏名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。

有効投票中、照屋保君 8票、山川清君 4票、山川正行君 2票であります。

よって、総務常任副委員長に照屋保君が当選されました。

只今総務常任副委員長に当選されました照屋保君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

次に経済建設常任委員長の選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、氏名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。

有効投票中、金城隆好君8票、平良俊政君6票であります。

よって、経済建設常任委員長に金城隆好君が当選されました。

只今経済建設常任委員長に当選されました金城隆好君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

次に経済建設常任副委員長選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

只今の出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長、氏名を点呼投票)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

これより開票を行ないます。

立会人の立会を願います。

(開票、計算)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。

有効投票中、宮城秀護君13票、平良俊政君1票であります。

よって、経済建設常任副委員長に宮城秀護君が当選されました。

只今経済建設常任副委員長に当選されました宮城秀護君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時14分)

再 開 (午後2時17分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第9 北部地区隔離病舎組合議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

北部地区隔離病舎組合議員に平良森雄君を指名いたします。

おはかりいたします。

北部地区隔離病舎組合議員に平良森雄君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました平良森雄君が北部地区隔離病舎組合議員に当選されました。

日程第10 国頭地区消防組合議会議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

国頭地区消防組合議会議員に山川清君、金城富昌君を指名いたします。

おはかりいたします。

国頭地区消防組合議会議員に山川清君、金城富昌君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました山川清君と金城富昌君が国頭地区消防組合議会議員に当選されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時19分)

再 開 (午後 3 時13分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第11 同意第 1 号を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○ 総務課長(稲福吉昭君) 村長が不在のため委任を受けておりますので私の方からご説明いたします。

議会選出の監査委員に大宜味村字津波608番地宮里盛順氏、大正10年 9 月14日生れを選任いたしたいと思ひまして提案いたしております。

慎重にご審議の上議決いただきますようお願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) これより同意第 1 号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第 1 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第 1 号 監査委員の選任について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手 6 人)

賛成者 6 人であります。

可否同数と認めます。

只今報告いたしましたとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を採決いた

します。

本案については、議長は可決と採決いたします。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時18分）

○ 議長（玉城一昌君）再開いたします。

6番入場。（午後3時18分）

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて昭和61年第10回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午後3時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会臨時議長 照 屋 保

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（13番） 平 良 森 雄

署名議員（1番） 宮 城 功 光